

<p>国鉄改革完遂！ 当たり前労働運動を 前進させよう！ JR 東海労に 結集しよう！</p>	<p>J R 東海労</p>	<p>静岡</p>	<p>J R 東海労働組合静岡地方本部 〒420-0851 静岡市葵区黒金町 68 番地 N T T 054-284-3608 発行責任者 半場弘恭 2020年12月12日 No.10</p>
---	--------------------	-----------	--

申第6号「乗務中の動画記録などについて」申し入れ

乗務中の動画撮影は禁止せよ！

地本は、会社に申第6号「乗務中の動画記録などについて」の申し入れを行いました。

会社は見習い運転士の技術習得に関して、動画撮影を活用するとして乗務員職場で試行しています。これは、希望する本人がウェアラブルカメラを運転室内に設置し自身の運転操作等を撮影するものとなっていますが、執務状況そのものを動画記録して残すことから、希望の有無にかかわらず見習い運転士としては使用せざるを得ないことになるのは歴然です。これでは、無用のプレッシャーやカメラの取り扱いなどで本来業務に集中できず列車運行の安全を損なう恐れがあります。

さらに、動画データの取り扱いについてはその流用や流出などの恐れがあり、本人のプライバシーの侵害や、車両に関するセキュリティに危害を及ぼす恐れがあります。また、乗務員に携帯させているタブレット端末やスマートフォン等には動画記録機能があり、その取り扱いも慎重に行う必要があります。

J R 東海労は安心して働ける職場環境を目指して取り組んでいきます。

申第6号の要旨

- 見習い運転士のウェアラブルカメラの活用は廃止すること。
- 試行時の記録動画データについて、現在どのように管理しているのか明らかにすること。
- 乗務員に携帯させているすべてのタブレット端末やスマートフォン等に、カメラをブロックすることができるカバーを増設すること。
- 客室からの動画撮影を禁止し、旅客及び社員に周知すること。